

浜松市公告第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和5年1月4日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターベル21
浜松市北区細江町中川1900番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
浜松市中区鍛冶町1番地の2
株式会社アサヒコーポレーション 代表取締役 竹内 悠人
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カルナ株式会社	午前9時00分	午後8時00分
齋藤 哲哉	午前9時00分	午後8時00分
株式会社アイメイク	午前9時00分	午後8時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カルナ株式会社	午前8時00分	午後10時00分
齋藤 哲哉	午前8時00分	午後10時00分
株式会社アイメイク	午前8時00分	午後10時00分
未定	午前7時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

（変更前）午前9時00分～午後8時00分

（変更後） 駐車場① : 午前6時30分～午後10時30分

駐車場②③ : 午前6時30分～午後10時00分

4 変更する年月日

令和5年4月13日

5 変更する理由

店舗運営計画の見直しのため

6 届出年月日

令和4年12月26日